

令和6年度第3回村山地域保健医療協議会 (村山地域医療構想調整会議)

【日 時】 令和7年3月10日(月)午後6時30分～

【場 所】 WEB会議

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会長、副会長の選出

4 報 告

(1) 在宅医療専門部会の開催状況

【資料1】

(2) 病床機能調整ワーキングの開催状況

【資料2】

5 協 議

(1) 地域医療構想の検証等について

【資料3】

- ・村山地域の病床数の推移等
- ・病床利用率の状況

(2) 地域医療構想の推進に関する意向調査(R6.10月)

【資料4】

- ・将来の機能別病床数、自院の役割、診療機能
- ・非稼働病棟への対応

(3) 紹介受診重点医療機関の設定について

【資料5】

(4) その他

5 そ の 他

- ・病床数適正化支援事業の概要

【資料6】

6 閉 会

<Zoom 情報>

<https://us02web.zoom.us/j/81053837283>

ミーティング ID: 810 5383 7283

パスコード: 432758

配 付 資 料

- 資料 1 (P1) 在宅医療専門部会の開催状況
- 資料 2 (P2～3) 病床機能調整ワーキングの開催状況
- 資料 3-1 (P4) 村山地域の病床数の推移等について
- 資料 3-2 (P5) 病院の病床利用率の状況
- 資料 4-1 (P6～7) 医療機関ごとの具体的対応方針について
- 資料 4-2 (P8) 病床が全て稼働していない病棟（非稼働病棟）を有する医療機関への対応
- 資料 5 (P9～11) 令和 6 年度外来機能報告における各医療機関の紹介受診重点医療機関の意向状況
- 資料 6 (P12) 令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）

- 参考資料 1 山形県地域保健医療協議会 設置要綱
- 参考資料 2 村山地域保健医療協議会 委員名簿
- 参考資料 3 審議会等の公開に関する指針

令和6年度 第3回村山地域保健医療協議会（村山地域医療構想調整会議） 出席者名簿

【日 時】 令和7年3月10日（月） 午後6時30分～

【開催方法】 村山保健所（WEB会議）

【委員】

NO	委 員	代 理 出 席 者	備 考
1	山形市医師会長 金 谷 透		
2	上山市医師会長 渋谷 真一郎		
3	天童市東村山郡医師会長 鞍 掛 彰 秀		
4	寒河江市西村山郡医師会長 鈴 木 明 朗		
5	北村山地区医師会長 高 橋 則 好		
6	山形県歯科医師会 （山形市歯科医師会長） 小 関 陽 一	欠 席	
7	山形県薬剤師会長 岡 寄 千 賀 子		
8	日本精神科病院協会山形県支部 （二本松会かみのやま病院長） 村 岡 義 明		
9	山形大学医学部附属病院長 土 谷 順 彦		
10	山形県立中央病院長 鈴 木 克 典		
11	山形市立病院済生館長 貞 弘 光 章		
12	天童市民病院長 高 畠 典 明		
13	山形済生病院長 石 井 政 次		
14	東北中央病院長 田 中 靖 久	（代理出席） 事務部長 鈴木 文博	
15	篠田総合病院長 篠 田 淳 男		
16	至誠堂総合病院長 小 林 真 司		
17	みゆき会病院長 安 藤 常 浩		
18	山形県立河北病院長 佐 藤 敏 彦		
19	寒河江市立病院長 後 藤 康 夫		
20	朝日町立病院長 小 林 達		
21	西川町立病院長 武 田 隆		
22	北村山公立病院長 國 本 健 太		
23	山形市長 佐 藤 孝 弘	（代理出席） 保健総務課長 三條 恵美	
24	天童市長 新 関 茂	（代理出席） 健康課長 花輪 達也	
25	寒河江市長 齋 藤 真 朗	（代理出席） 健康増進課長 黒田 美紀	
26	西川町長 菅 野 大 志	（代理出席） 健康福祉課長 荒木 真也	
27	朝日町長 鈴 木 浩 幸	（代理出席） 健康福祉課長 畑 英俊	
28	東根市長 土 田 正 剛	（代理出席） 健康推進課長 後藤 光	
29	山形県看護協会山形支部 理事 保 立 美 枝 子		

N0	委 員	代理出席者	備 考
30	山形県栄養士会医療事業部員 会田 弓子		
31	山形県民生委員児童委員協議会 理事 平 眞理子	欠 席	
32	山形県地域包括支援センター等協議会 常務理事・事務局長 齋野 和夫		
33	山形県老人福祉施設協議会 理事 齋藤 好功		
34	山形県保険者協議会 委員（山辺町町民生活課長） 川 口 崇		
35	山形市保健所長 山下 英俊		
36	村山保健所長 藤井 俊司		村山保健所にて参加

【オブザーバー】

N0	所属・氏名	備考
37	山形県医師会 常任理事 柴田 健彦	
38	山形県看護協会会長 若月 裕子	欠 席

【助言者】

N0	所属・氏名	備考
39	山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座教授 村上 正泰	

【県関係者】

N0	所属・職名・氏名	備考
40	健康福祉部 医療統括監 森野 一真	
41	健康福祉部医療政策課 課長補佐（総括・医務企画担当） 工藤 和久	
42	// 医療政策課 医務企画主査 鈴木 裕也	
43	病院事業局県立病院課	欠 席
44	村山総合支庁 保健福祉環境部長 大瀧 亜樹	村山保健所にて参加 事務局
45	村山総合支庁保健福祉環境部 保健企画課長 岡部 清	村山保健所にて参加 事務局
46	// 保健企画課 医務主幹 森 福治	村山保健所にて参加 事務局
47	// 保健企画課 課長補佐 田澤 延真	村山保健所にて参加 事務局
48	// 保健企画課 企画調整主査 横山 貴樹	村山保健所にて参加 事務局
49	// 保健企画課 企画調整主査 高谷 恵理	村山保健所にて参加 事務局

在宅医療専門部会の開催状況

1 日 時 令和7年2月12日(水)

2 開催方法 書面による意見聴取

3 内 容

(1) 令和7年度地域在宅医療推進事業の実施計画について

- ①関係団体への補助事業
- ②総合支庁直接事業

【概要】

- 「①関係団体への補助事業」については、4団体から事業の実施要望があった。
 - ・西村山地区歯科医師会：在宅医療における多職種連携や訪問歯科診療を推進するため、多職種連携の向上を図る研修会等を開催
 - ・山形県看護協会：在宅移行支援に取り組む医療関係者を講師とする人材育成セミナー、多職種による支援提供体制の共有・意見交換会等の実施
 - ・山形県理学療法士会：訪問リハビリテーションに関わる理学療法士の増加を図るため、研修会等を開催
 - ・山形県栄養士会：在宅訪問栄養指導を推進するため、管理栄養士の人材育成、研修会等を実施
- 「②総合支庁直接事業」
 - ・医療と介護の連携強化に係る意見交換の実施
 - ・ACPに基づいた意思決定支援をテーマとした研修会の開催
 - ・「村山地域入退院支援の手引き」の運用促進、点検協議

【主な意見】

- 関係団体への補助事業の内容について、参加者の希望や在宅医療を受ける患者側のニーズを吸い上げることも大事なので、意見をどのように吸い上げ実施するかまで検討・提示いただくと、事業の必要性がより分かりやすくなると思う。
- 総合支庁直接事業について、医療機関（病院や医師会）、介護施設から幅広く意見を聴取する仕組みを構築して欲しい。
- 補助事業及び総合支庁直接事業について、多職種で意見交換する場を設けてほしい。
- 「村山地域入退院支援の手引き」については、更新・見直しが必要と思われる。
- 「村山地域入退院支援の手引き」のアンケート調査を実施してほしい。
- ACPの研修会について、各自治体でも普及啓発を行っているため、内容等が重複しないよう、研修内容や回数、時期を示したほうがよい。

病床機能調整ワーキングの開催状況

- 1 日 時 令和7年2月19日(水) 13:30～
- 2 開催方法 WEB 会議
- 3 出席者 村山管内25病院のうち、22病院が出席
- 4 内 容
 - (1) 地域医療構想の検証等
 - (2) 地域医療構想の推進に関する意向調査 (R6.10月)
 - (3) 搬送困難事例から見る休日・夜間の高齢者搬送の状況

【説明概要】

- 地域医療構想の推進に関する各医療機関の対応方針は地域医療構想調整会議での合意を得て策定する必要があり、県では、医療機関に「地域医療構想の推進に関する意向調査」を実施し、取りまとめた結果をもって対応方針として策定。
- 今年度改めて実施した意向調査の結果に基づき、本ワーキングにおいて、対応方針の変更内容や地域医療構想の進捗状況を検証するとともに、地域医療構想との整合性が図られているか協議。
- 村山地域の病床数は、令和7年の必要病床数の推計値に年々近づく方向で推移しているが、急性期病床は未だ800床以上過剰、回復期病床は460床ほど不足、全体として600床ほど過剰となる見込み。
- 西村山地域の医療提供体制については、「山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」において基本構想の策定が進められており、統合後は病床機能毎の病床数にも変化が生じる見込み。
- 引き続き医療機能の分化・連携の取組などを進めていくとともに、西村山地域の議論の内容等も踏まえて、地域医療構想との検証を今後も実施。
- 村山地域の搬送困難事例における休日・夜間の高齢者搬送状況については、64歳までの患者は軽症例が多く、県民への適正受診の呼びかけ、開業医から日中にしっかりと診察してもらうことを関係者間で考えていく必要がある。

【主な意見】

- 多くの病院でスタッフ、特に夜勤可能な看護師の不足が大きな課題で、休棟や病床利用率の低下、休日・夜間における救急搬送の受入拒否につながっており、一部の病院は新たな休棟や病床削減を検討している状況。
- コロナで減った患者が十分戻ってきていない。また、スタッフ不足もあり、どう病院経営を効率化していくか、今までの形に囚われずに考える必要があり、その中で病床数の適正化は必要。
- 高齢者救急に関しては、受入側だけでなく、介護施設等の依頼者側、患者側の意識も含めた議論が必要。

【ワーキングの合意内容】

- 必要病床数との間には依然として乖離があるが、今後もワーキングや地域医療構想調整会議を通じて議論を進め、乖離の縮小を図っていくこととし、各医療機関の対応方針である「地域医療構想の推進に関する意向調査」の結果については、地域医療構想との整合性が図られており、今後は令和7年度末までに対応方針100%実施を目指して、各医療機関の取組みを進めることをワーキングで確認・合意した。

村山地域の病床数の推移等について

資料3-1

1 病床機能毎の病床数の推移

病床機能	病床機能報告			意向調査結果		必要病床数 (推計値)	比較			
	H27①	R4	R5②	R7③	R9④		R7⑤	⑤-①	⑤-②	⑤-③
高度急性期	734	417	429	612	612	523	▲ 211	94	▲ 89	▲ 89
急性期	3,143	2,821	2,797	2,487	2,487	1,687	▲ 1,456	▲ 1,110	▲ 800	▲ 800
回復期	723	908	922	965	1,001	1,431	708	509	466	430
慢性期	1,185	1,287	1,260	1,210	1,210	1,232	47	▲ 28	22	22
(休棟)	146	159	159	204	168	-	-	-	-	-
計	5,931	5,592	5,567	5,478	5,478	4,873	▲ 1,058	▲ 694	▲ 605	▲ 605

2 進捗状況の分析

- ・ 病床機能報告及び意向調査結果からは、必要病床数に年々近づいてはいるが、急性期病床はまだ過剰であり、回復期病床は不足する見込み。
- ・ 非稼働病棟が150床ほどあり、また、病床利用率が70%未満となっている病院もあり、必要病床数と乖離する一因となっている。
- ・ 西村山地域に関しては、令和6年度に設置された「山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」において基本構想の策定を進めており、統合後は、病床機能毎の病床数にも変化が生じる見込み。

3 今後の対応

- ・ 全体の病床数では、必要病床数との差異は小さくなっているが、病床機能別の病床数では依然として差異が生じており、将来の医療需要を見据え、引き続き、医療機能の分化・連携の取組を進めていく。
- ・ 非稼働病棟は今後も一定程度ある見込みであり、非稼働病棟を削減していくことで、必要病床数に近づけていく。
- ・ 西村山地域については、今後の議論内容等も踏まえて、引き続き地域医療構想との整合性の検証を行っていく。

病院の病床利用率の状況（令和5年度病床機能報告、R4.4.1～R5.3.31）

資料3-2

※病床利用率については、 $\frac{\text{在棟患者延べ数}}{\text{許可病床数} \times 365 \text{日}}$ で算出。

No	医療機関名	一般病床 (許可)	療養病床 (許可)	許可病床 合計	在棟患者延べ数 (年間)	病床利用率 (R4.4.1～R5.3.31)
1	国立大学法人山形大学医学部附属病院	601	0	601	167,267	76.3%
2	山形県立中央病院	609	0	609	139,419	62.7%
3	山形県立こども医療療育センター	60	0	60	11,868	54.2%
4	山形市立病院済生館	528	0	528	140,023	72.7%
5	天童市民病院	54	30	84	26,542	86.6%
6	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	459	0	459	106,423	63.5%
7	公立学校共済組合東北中央病院	252	0	252	69,132	75.2%
8	医療法人篠田好生会篠田総合病院	223	160	383	96,240	68.8%
9	医療法人横山厚生会横山病院	30	0	30	5,939	54.2%
10	医療法人篠田好生会天童温泉篠田病院	64	0	64	18,162	77.7%
11	医療法人社団松柏会至誠堂総合病院	230	0	230	70,531	84.0%
12	医療法人社団小白川至誠堂病院	46	99	145	43,530	82.2%
13	矢吹病院	40	0	40	6,775	46.4%
14	吉岡病院	78	48	126	40,135	87.3%
15	みゆき会病院	93	90	183	58,619	87.8%
16	井出眼科病院	26	0	26	6,521	68.7%
17	独立行政法人国立病院機構山形病院	300	0	300	105,577	96.4%
18	山形県立河北病院	130	0	130	24,287	51.2%
19	寒河江市立病院	56	42	98	28,492	79.7%
20	朝日町立病院	50	0	50	7,599	41.6%
21	西川町立病院	43	0	43	3,524	22.5%
22	北村山公立病院	300	0	300	74,922	68.4%
23	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	0	322	322	114,058	97.0%
24	山形徳洲会病院	193	90	283	63,670	61.6%
25	医療法人敬愛会 尾花沢病院	0	26	26	9,490	100.0%
	計	4,465	907	5,372	1,438,745	73.4%

病床が全て稼働していない病棟(非稼働病棟)を有する医療機関への対応について
 (「地域医療構想の推進に関する意向調査」令和4年度、令和5年度及び令和6年度調査結果より)

資料4-2

※病床が全て稼働していない病棟：許可病床のうち、令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日の過去1年間に、一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。有床診療所は全病床が稼働していない場合が該当。

※都道府県は、非稼働病棟を有する医療機関を把握した場合は、調整会議において、当該非稼働病棟についての具体的対応方針(①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画)について協議し合意する必要。(「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知より)

※地域医療構想の進捗状況を検証し、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域について、対応方針に基づく取組を実施し、データ等に基づく説明を尽くした上で、なお生じている差異として、非稼働病棟や非稼働病床の影響が考えられ、非稼働病棟に対しては平成30年通知に基づく対応を行うこと。その際、非稼働病棟を再稼働しようとする医療機関の計画については、2025年が間近に迫っていることを鑑み、当該病棟の再稼働のための医療従事者の確保の具体的な見込み等も含めて地域医療構想調整会議において詳細な説明を求め、十分に議論が必要。(「地域医療構想の進め方について」令和5年3月31日付け医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知より)

8

整理番号	地域	病診区分	医療機関名	当該病棟の病床機能	当該病棟の病床数	稼働していない理由	今後の運用見通し(対応方針)
1	村山地域	病院	医療法人徳洲会山形徳洲会病院	急性期 慢性期	36 39	医師・看護師が確保できないため	・今後、医師・看護師の採用状況で回復期リハ病棟へ転用し開棟させる。 ・今後、医師・看護師の採用状況で障害病棟を拡大稼働させる。
2	村山地域	病院	医療法人篠田好生会篠田総合病院	急性期	53	医師・看護師、看護補助者が確保できないため	確保に努力しています。
21	村山地域	病院	北村山公立病院	急性期	30	医師・看護師不足	廃止も含めて検討していく
29	村山地域	診療所	長岡医院	休棟中	1	看護師不足のため	再開困難
41	村山地域	診療所	医療法人社団伍光会北村山在宅診療所	急性期	1	近隣の総合病院にて受入可能だったため	継続とする
42	村山地域	診療所	尾花沢市中央診療所	回復期	19	入院患者が少ないため	同程度の入院患者が増える見込み
44	村山地域	診療所	白田医院				慢性期16床を令和7年に休止予定(人員不足のため)。再開時期は不明

令和6年度外来機能報告における各医療機関の紹介受診重点医療機関の意向状況について

○令和6年度外来機能報告における各医療機関の報告内容は次のとおり。

黄色セルは紹介受診重点医療機関の基準を満たしている項目。

○なお、紹介受診重点医療機関の公表にあたっては、すでに紹介受診重点医療機関として公表されている医療機関も含め、毎年度協議の場において確認が必要。

○現在公表されている紹介受診重点医療機関4病院について、山形済生病院を除く3病院では紹介受診重点医療機関の基準を満たす。
山形済生病院については、紹介受診重点医療機関の基準を満たしていないが、地域での協議で参考とする紹介率・逆紹介率の水準を満たしている。

(参考)

・紹介受診重点医療機関の基準

医療資源を重点的に活用する外来の件数の占める割合：初診40%以上 かつ 再診25%以上

・紹介受診重点医療機関の意向はあるが上記基準を満たさない場合、地域での協議で参考とする紹介率・逆紹介率の水準を参考に協議

紹介率 50%以上 かつ 逆紹介率 40%以上

6

(紹介受診重点医療機関の意向あり)

基準 (40%以上) 基準 (25%以上) 参考値 (50%以上) 参考値 (40%以上) 黄色セル：基準を満たす項目

構想区域	医療機関施設名	紹介受診重点外来への意向	紹介受診重点医療機関の基準 (満たす場合○)	初診に占める重点外来の割合 (%)	再診に占める重点外来の割合 (%)	紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	紹介受診重点医療機関の設定 (令和5年8月公表)	地域医療支援病院	特定機能病院
村山	国立大学法人山形大学医学部附属病院	○	○	44.8	27.1	77	100.2	○		○
村山	山形市立病院済生館	○	○	65.9	36.2	78	94	○	○	
村山	社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院	○		35.7	26	74.3	101	○	○	
村山	山形県立中央病院	○	○	59	36.1	102.1	121.8	○	○	

(紹介受診重点医療機関の意向なし)

基準 (40%以上) 基準 (25%以上) 参考値 参考値 黄色セル：基準を満たす項目

構想区域	医療機関施設名	紹介受診重点外来への意向	紹介受診重点医療機関の基準 (満たす場合○)	初診に占める重点外来の割合 (%)	再診に占める重点外来の割合 (%)	紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	紹介受診重点医療機関の設定 (令和5年8月公表)	地域医療支援病院	特定機能病院
村山	山形徳洲会病院			33.4	32.2	34	20.3			
村山	医療法人篠田好生会篠田総合病院			24	20.8	41.2	58.1			
村山	公立学校共済組合東北中央病院			58.8	22.9	53.8	90.8			
村山	井出眼科病院			26.6	15.1	55.9	0.1			
村山	医療法人社団小白川至誠堂病院			19.8	10.8	0	0			
村山	医療法人横山厚生会横山病院			0	18	0	0			
村山	医療法人社団松柏会至誠堂総合病院			5.8	4.8	35.1	64.3			
村山	矢吹病院		○	64.7	88.1	49	65.3			
村山	独立行政法人国立病院機構山形病院			86.2	7	27.6	29.8			
村山	寒河江市立病院			36.4	7.7	53.2	38.3			
村山	みゆき会病院			27.3	13.3	31.8	18.8			
村山	山形県立こども医療療育センター			0	0	15.6	37.5			
村山	吉岡病院			0	0	22.3	17			
村山	天童市民病院			15.4	9.6	6.7	6.5			
村山	医療法人篠田好生会天童温泉篠田病院			22.6	12.2	9.3	0			
村山	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院			11.2	2.6	18	17.2			
村山	北村山公立病院			36.1	35.3	20	28.5			
村山	医療法人敬愛会 尾花沢病院			29.2	2.2	57	12.7			
村山	山形県立河北病院			46.9	20.6	33.5	44.4			
村山	西川町立病院			7	19.3	17.4	0			
村山	朝日町立病院			8.5	6.1	6.5	26.9			
村山	佐藤眼科医院			16.4	12.1	0	0			
村山	長岡医院			1.8	2.2	0	0			
村山	山田菊地医院			3.6	1.5	0	0			
村山	土屋眼科医院			0	0	0	0			
村山	医療法人社団羽根田産婦人科クリニック			22.9	3.3	0	0			

(紹介受診重点医療機関の意向なし)

基準 (40%以上) 基準 (25%以上) 参考値 参考値 黄色セル：基準を満たす項目

構想区域	医療機関施設名	紹介受診重点外来への意向	紹介受診重点医療機関の基準 (満たす場合○)	初診に占める重点外来の割合 (%)	再診に占める重点外来の割合 (%)	紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	紹介受診重点医療機関の設定 (令和5年8月公表)	地域医療支援病院	特定機能病院
村山	国井クリニック			33	11.1	0	0			
村山	高野せきね外科・眼科クリニック			未回答	未回答	0	0			
村山	長岡医院			5	44.6	0	0			
村山	佐藤眼科クリニック			5	13.1	0	0			
村山	さとうウィメンズクリニック			35.9	13.6	0	0			
村山	大竹内科呼吸器科医院			39.1	3.2	0	0			
村山	菅クリニック			28.1	5.9	9.8	0			
村山	後藤眼科医院			4.1	17.6	0	0			
村山	医療法人社団伍光会北村山在宅診療所			29.2	1.1	0	0			
村山	尾花沢市中央診療所			6	6.9	0	0			
村山	すみや眼科クリニック			5.8	14.3	0	0			
村山	白田医院			6.6	3	0	0			
村山	吾妻クリニック			1.6	1.5	0	0			
村山	山形眼科歯科			4.7	15.3	0	0			

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

資料6

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。**

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院(一般病床・療養病床・精神病床)・有床診：4,104千円/床

支給対象

(支給対象) (※1)

・ 予算成立日(令和6年12月17日)以降、令和7年9月末までに病床数を削減

・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと(※2)

(※1) 令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

(※2) 地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの(病床数の減を伴わないもの)
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う



山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関すること。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関すること。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関すること。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関すること。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関すること。
- (7) 外来医療計画に関すること。
- (8) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保健医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁

村山地域保健医療協議会 委員名簿

	役 職	氏 名
1	山形市医師会長	金 谷 透
2	上山市医師会長	渋谷 真一郎
3	天童市東村山郡医師会長	鞍 掛 彰 秀
4	寒河江市西村山郡医師会長	鈴木 明 朗
5	北村山地区医師会長	高 橋 則 好
6	山形県歯科医師会（山形市歯科医師会長）	小 関 陽 一
7	山形県薬剤師会長	岡 寄 千 賀 子
8	日本精神科病院協会山形県支部（二本松会かみのやま病院長）	村 岡 義 明
9	山形大学医学部附属病院長	土 谷 順 彦
10	山形県立中央病院長	鈴木 克 典
11	山形市立病院済生館 病院事業管理者	貞 弘 光 章
12	天童市民病院長	高 畠 典 明
13	山形済生病院長	石 井 政 次
14	東北中央病院長	田 中 靖 久
15	篠田総合病院長	篠 田 淳 男
16	至誠堂総合病院長	小 林 真 司
17	みゆき会病院長	安 藤 常 浩
18	山形県立河北病院長	佐 藤 敏 彦
19	寒河江市立病院長	後 藤 康 夫
20	朝日町立病院長	小 林 達
21	西川町立病院長	武 田 隆
22	北村山公立病院長	國 本 健 太
23	山形市長	佐 藤 孝 弘
24	天童市長	新 関 茂
25	寒河江市長	齋 藤 真 朗
26	西川町長	菅 野 大 志
27	朝日町長	鈴木 浩 幸
28	東根市長	土 田 正 剛
29	山形県看護協会山形支部理事	保 立 美 枝 子
30	山形県栄養士会医療事業部員	会 田 弓 子
31	山形県民生委員児童委員協議会理事	平 眞 理 子
32	山形県地域包括支援センター等協議会常務理事・事務局長	齋 野 和 夫
33	山形県老人福祉施設協議会理事	齋 藤 好 功
34	山形県保険者協議会委員（山辺町町民生活課長）	川 口 崇
35	山形市保健所長	山 下 英 俊
36	村山保健所長	藤 井 俊 司

審議会等の公開に関する指針

平成18年 3月31日制定

平成18年 4月 1日施行

1 趣旨

県の設置する審議会等が県の政策形成に果たす役割に鑑み、審議会等の設置及びその会議開催の目的の達成に支障がないよう配慮しつつ、審議会等に関する情報を公開することの意義に照らし、審議会等の公開に関する指針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱、要領又は個別の決裁等により学識経験者や関係者の意見を県政に反映させることを目的として設置されている協議会、懇話会等（県民、学識経験者等が構成員の全部又は一部となっているものに限る。）をいう。

3 審議会等の会議の公開

審議会等の会議の公開については、次の各号に示すところに沿って、審議会等が決定するものとする。

(1) 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

イ 情報公開条例第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議会等を行う場合

ロ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の公開の方法は、原則として次に掲げるところによるものとする。

イ 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ロ 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

ハ 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、会議の傍聴に係る順守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(3) 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページへの掲載等により、非公開の理由を具体的に明らかにするものとする。

4 審議会等の情報の公開

審議会等の情報の公開については、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に示すところによる。

(1) 審議会等の開催予定

審議会等の日時、場所及び議題等の開催予定を、県ホームページ上で事前に公開するものとする。

(2) 審議会等の記録等

イ 公開で行われた審議会等の記録等

公開で行われる審議会等については、審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開するものとする。この場合、審議会等の記録の形態は、会議録のほか、会議録要旨によることもできるものとするが、会議録要旨による場合であっても、当該審議会等における具体的な発言内容等がわかるよう、できる限り詳細な記録に努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、必要に応じて県ホームページ、情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）又は当該審議会等を所管する各所属において適宜公開するものとする。

ロ 非公開で行われた審議会等の記録等

非公開で行われた審議会等については、議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議の概要をまとめた会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開

するよう努めるものとする。

また、その議案及び会議資料については、議事の性質・内容に応じ、できる限り公開で行われた審議会等に準じた公開に努めるものとする。

ハ 審議会等の記録等の公開に当たっての留意事項

会議の記録等の公開に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の諸規定を順守するとともに、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに充分留意するものとする。

5 留意事項

- (1) 審議会等は、報道機関の取材活動について配慮するものとする。
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護法の規定に基づく、審議会等に関する公文書及び保有個人情報の開示請求に対しては、この指針による審議会等の公開の状況にかかわらず、それぞれの法令及び条例の規定に基づき、請求の対象となる公文書及び保有個人情報の特定並びに開示・不開示の決定がなされるものであることに留意すること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月24日から施行し、同年5月1日以降に開催される審議会等について適用する。

附 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。